

基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第11回）議事概要

1 日時 平成20年7月14日（月） 10:00～12:40

2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者：

阿藤委員（座長）、井伊委員、大久保委員、大沢委員、加藤委員、玄田委員、嶋崎委員、
廣松委員、藤田委員

人事院、総務省（統計局、自治行政局）、法務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、永島統計委員会担当室企画官
會田総務省統計審査官

4 議事次第 （1）とりまとめ検討

（人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題及び重要統計について）

（2）その他

5 議事概要

（1）基本計画部会第3ワーキンググループ報告書（素案）について

① 基本計画部会第3ワーキンググループ報告書（素案）について、事務局から資料1の説明の後、前回会合において残された論点を中心に、以下のとおり意見交換が行われた。

《Ⅱ 基幹統計の候補等》

- ・ 民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査については、案のとおり了承された。
- ・ 船員労働統計については、案のとおり了承された。
- ・ 完全生命表及び簡易生命表の作成方法そのものは科学的根拠で行われている。また、簡易生命表の算出に用いる基礎データにもなる現在推計人口については、基幹統計の候補にすることとしており、完全生命表と簡易生命表の取扱を異にする必要はないのではないか。
- ・ 生命表（完全生命表と簡易生命表）については、基幹統計の候補とすることです承された。
- ・ 社会医療診療行為別調査については、2年に1回、診療報酬が改定されている中で、基幹統計にすることによって、機動性が失われることがあってはいけない。むしろ、今のままで特に問題はない。介護保険の関係統計については、制度がまだ変化している中、基幹統計にすることによって調査内容が固定化することは、本来の統計の意義を失わせるにも

なるので、現時点においては、基幹統計にする必要はないのではないかと。

- ・ 社会医療診療行為別調査、介護給付費実態調査及び介護サービス施設・事業所調査については、今回のWG報告において、基幹統計の候補としないこととされた。

《Ⅲ—3 「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題》

「(2)の労働時間の捉え方に係る改善工夫」及び「(3)雇用変動の捉え方に関する統計の整備」について、玄田委員から説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 社会生活基本調査において、個人の年収等を把握することは、就労しているにも拘わらず 200 万円以下の所得の者が増加していることやパラサイトシングル問題など、重要な政策課題とも関連し、重要である。
- ・ 労働統計として実労働時間をいかに正確に捉えるかを書き加える必要。社会生活基本調査は、労働時間を把握できる側面があり、その活用を図ることは必要であるが、労働統計に特化した形は、好ましくなく、労働時間や生活時間を評価する観点から、健康状態や年収を把握することを検討すべき。
- ・ 社会生活基本調査を労働統計にすべきと言うことではない。色々な分野別統計のオーバーラップが高まっていること考えると、縦割りにならないようにする工夫が必要。また、国民生活基礎調査については、大規模調査年において、アクチュアルベースで月末1週間の労働時間を把握しているが、より定期的な調査が必要ではないか。あるいは、健康状態との関係を考える場合には、ユージュアルベースの方が良いという考え方もあり得る。
- ・ 社会生活基本調査では、ボランティア活動を把握しているが、その分析をするためにも、各個人がどの位の機会費用を持っているかは重要な説明変数となるなど、個人の年収は重要な事項。いずれにしろ、個人ベースの行動が進んでいる中で、どのような調査にしていくなのか、将来の在るべきビジョンを考えていかないと統計は良くなっていかない。
- ・ 社会生活基本調査自体の目的は、余暇活動の把握である。個人の収入等の把握と現在の目的をどう整理すべきか検討が必要。
- ・ それぞれの調査が当初の目的に限定されすぎている。政策立案・分析が十分できる設計になっていないものが多すぎると思う。色々な分野に関わりを持って政策を立てなければならぬ時代的要請を踏まえ、可能な限り、適切な調査内容を充実していくことが必要。
- ・ 長時間労働の慢性化、恒常化の検証に関して、労働力調査を活用することについて、現在、同調査では、前月との比較はあるが、前年との比較は行っていない。1年目と2年目が同じ世帯であるのかどうか調査現場で確認できるのかを含め、調査手法として可能であるのか検討したい。
- ・ 労働時間は、他の活動と密接に関連している。社会生活基本調査については、個人の年収を加えることにより、活用範囲を広げることができる。健康状態については、現在の通院の状況に加え、どこまで拡充できるか検討することとする。
- ・ 国民生活基礎調査については、毎年ではないが世帯票において労働時間を把握しているので、世帯票と健康票、所得票等の調査票間の分析の充実及び労働時間の把握頻度を増やすことの検討があり得る。
- ・ 労働力調査において、長時間労働がどの程度、慢性化・恒常化しているのかを捉えるこ

とについては、長期的な検討課題とする。

- ・ 労働時間の把握は、国際比較上も重要であり、色々な統計において、総合的に検討する旨を追加することとする。
- ・ 雇用動向調査の中で、事業所の改廃について実地調査することは、人員・予算面からかなり難しい。現実的な方法としては、毎月勤労統計調査で行われているように、他の色々な資料から事業所の改廃情報を集め、それに基づいた推定により事後的に補正することではないか。
- ・ 指摘のとおり、毎月勤労統計の推定乗率の中身をより詳しく判るような分析は有効。また、復元方法をよりオープンにすることは、雇用政策の安定性を議論する上で、有益な情報になる。
- ・ 毎月勤労統計の推定乗率は、長年の検討の成果物であり、現在、我々が持つソースをもって早急に改善することは難しい。しかし、毎月勤労統計で行っているのと同じような手法で、雇用動向調査についても補正ができるかどうかの検討はできると思う。

《Ⅲ—4 「福祉・社会保障」分野における統計整備の重点的課題》

- ・ 「(1) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」部分の具体的措置として、「SNAを含め、各種の国際基準に基づく統計」云々とある部分は、「SNA、SOCX、SHA、ESSPROS等の国際基準との整合性」とすべき。
- ・ 社会保障給付費については、費用の全てをカバーしている。また、加工統計として様々な府省にまたがったデータを集計している点が特徴である。委員会の議論を踏まえると、現在、ILO基準で作成しているが、基準をそのままにして改善するということではなく、OECDのSOCXやEUROSTATのESSPROS等の国際基準の中で、ユーザーのためにより良いものを検討し、作成していく形で基幹統計にしていくべきという意見と理解。OECDの社会支出においてもNet Social Expenditureという税制を加味した体系ができており、社会保障給付費について、発展性をもってどのように改善していくのかを考えることが重要である。検討で終わったということにならないように、議論が反映された形にすべき。
- ・ 今の社会保障給付費を基幹統計にすべきでないとは思わないが、今の社会保障給付費を基幹統計にして、その後の改善を社会保障・人口問題研究所に任せただけでは、問題は解決しない。具体的措置の中に、SNAやESSPROSとの関連を検討するため、人員・予算面の支援措置にも言及できないか。
- ・ 支援措置の記述は困難ではないか。
- ・ 国民生活基礎調査の改善に関して、所得再分配調査のためにも国民生活基礎調査を拡充することには意義がある旨の記述を追加できないか。

《Ⅲ—5 「医療・健康・介護」分野における統計整備の重点的課題》

(2) の医療費に関する統計の国際比較性の向上について、井伊委員から、医療経済学会の公的統計のあり方についての検討会から出された要望事項等について紹介した後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ OECD の SHA 手法に基づく保健医療支出推計の関連部分は記述が曖昧であり、基幹統計化への工程が見えるようにすべき。まず、厚生労働省が SHA を公的統計として最終責任をもって公表し、OECD が示している SHA の作成マニュアルから日本の制度に適した作成基準を作るなどについて具体的に書くべき。
- ・ SHA は基幹統計の体系化の中で、重要な位置を占めている。SNA を軸とした全体の体系の中で、社会保障、医療、介護等を総合的に捉えられることが重要である。また、SNA とそれ以外の統計の関係が不明確な状態を打破することが大事である。
- ・ SHA は、OECD のホームページでも各国ごとに数値が出ており、どこまで埋まっているかなども比較できる。日本のデータは、(財)医療経済研究機構が出しているが、外国と比べて決して遜色のないものとなっている。
- ・ 国民医療費と SHA の関係については、日本の医療保険制度がある限り、国民医療費が不要ということにはならない。国民医療費は、SHA を推計する一部になるものであり必要。ただし、SHA を基幹統計にするが、国民医療費はしないということはある。
- ・ SNA は、内閣府が研究者と様々な形で連携をとって、基準改正の内容等について詰めてから国として公表している。SHA についても、今後、公的統計として作成し、基幹統計化するのであれば、実際に推計を行っている(財)医療経済研究機構、学会及び厚生労働省の3者が協力していくことが最初のステップではないか。
- ・ すぐに基幹統計にするのではなく、推計する上でのマニュアル作り等について、学会を交えてオープンに議論するプロセスを明確にすべき。
- ・ 仮に、SHA を公的統計とするとした場合、医療保険制度に係る部分は国民医療費で捉えているが、医療保険制度以外の部分の推計に関して、何をソースに整備していくのか、改めて検討が必要。
- ・ 日本の国民医療費の範囲が OECD の定義より狭く、国際比較性を高める必要性がある点は理解。一方、国民医療費の都道府県別結果が5年に1回であることや傷病別医療費における院外処方の費用が15%以上を占め、増加している中で、もう少し国民医療費を充実させることも重要。そのような改善を行った上で、新規の統計に取り組むことがあってもよい。もし、国から統計を公表することとなると、(財)医療経済研究機構が出しているものより緻密なデータが必要になるし、その作業量もかなり大きくなると覚悟することが必要。現状の限られた予算・人員等を考慮すると、他の統計をスクラップすることもあり得る。そうまですると慎重に考えなければいけない。基幹統計化にとらわれず、今、(財)医療経済研究機構で出しているものをベースに、国際比較性を高めるために、ユーザー、専門家を含めた検討会を設置し、議論をスタートさせることが重要。

《Ⅲ—6 「教育」分野における統計整備の重点的課題》

- ・ 「塾への通学頻度」、「進路希望」については、学習塾等に関する実態調査で把握しており、そうした事項の追加すべき対象として「子どもの学習費調査」に限定しない方向にできないか。
- ・ 学習塾等に関する実態調査は、15年間隔であり、公表も遅くデータも十分に活用されていない。

- ・ 社会生活や雇用・労働等と教育との関連を分析できるようにするため、関連統計調査において教育関連項目を追加することとされているが、どの府省が、どの調査において実施するのか明確でないので、例示を入れるなど、工夫できないか。

《総論》

- ・ ユーザーとの意見交換を重ねて検討すること、統計間の整合性向上、国際比較性の向上が特に重要であることを盛り込むべき。
- ・ 色々な問題が複合化し、相互関連性が高くなっていることを踏まえて、対応を考えることが重要。

《その他》

- ・ 少子化、ワークライフバランス等関連の統計整備の記述に関して、女性の結婚、出産、子育てに加え、「介護」を追加しておくべき。
- ・ 住民基本台帳人口移動報告の結果の拡充については、データの保有主体が地方公共団体であるため、地方公共団体との協議期限を国が一方的に決めることは好ましくなく、記述を工夫してほしい。

- ② 報告書（素案）に対する修文意見について、各委員から、後日、事務局に提出することとされた。また、本日の議論及び後日提出された修文意見を踏まえ、事務局において、委員及び関係府省と調整の上、報告書案を修正し、次回再検討することとされた。

（２）その他

次回の会合は、7月28日（月）の10:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>